



令和2年度 Vol.11

防災対策 情報便

発行日	令和3年3月3日
発行元	災害対策課
所属長	課長 馬淵 勉
電話	06-6489-6165

1 緊急事態宣言が解除されました。

<市長メッセージ>

1月14日に兵庫県を対象にして発出された緊急事態宣言が、2月末に解除されました。

本市における新規陽性患者の確認数も発症日ベースでは1月1日の週の257人をピークに減少傾向となり、今週は15人にまで減少しています。皆さまのご協力に、改めて感謝を申し上げます。

しかしながら、緊急事態宣言の解除は、新型コロナウイルス感染症の終息を意味するものではありません。飲食店への営業時短要請も、時間は午後9時までに緩和されますが3月7日まで継続する見通しです。

今はまだ「段階的解除」ともいうべき段階です。政府の対策分科会も、「リバウンド防止策」として、緊急事態宣言解除後の日常生活における対策の重要性を掲げています。

換気が良く、座席間の距離も十分で、適切な大きさのアクリル板も設置され、混雑していない店を選択。

外出はすいた時間と場所を選んで。特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えて。

食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用。

卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控えて。花見は宴会なしで。

人数が増えるほどリスクが高まる。できるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで。

仕事は組織トップが決意を示し、リモートワークで。

○緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言（抜粋）
（新型コロナウイルス感染症対策分科会）

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page/001/020/284/ribaundoboushisaku_teigen.pdf

新規陽性患者の発生を抑え込めている今だからこそ、再度の感染拡大を未然に防ぐために、今一度、マスク着用や手指消毒といった、基本的な感染予防策の徹底をお願いします。

今後も、第三波の経験も踏まえた感染予防策の強化に取り組んでまいります。市民の皆さまにおかれましても、引き続き「新しい生活様式」を踏まえた感染予防行動へのご協力をよろしくお願いいたします。



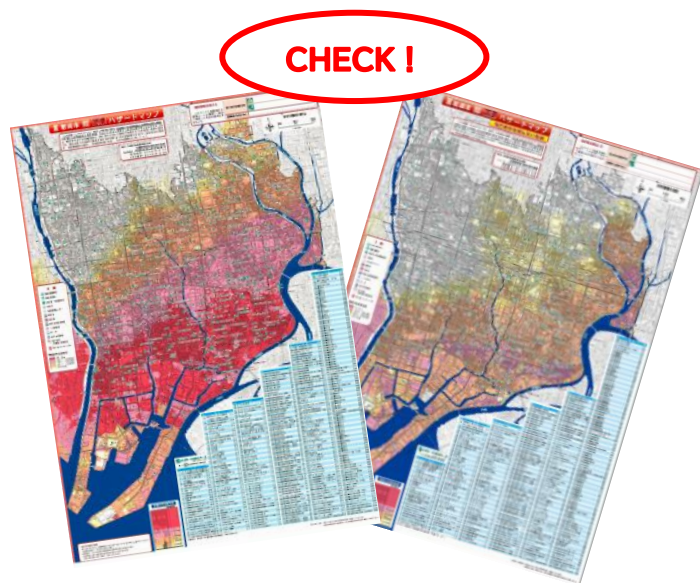
2 高潮ハザードマップを配布しました。

令和3年2月に、高潮ハザードマップを全住戸に配布しました。

この高潮ハザードマップは、想定される最大規模(500年から4000年に1回程度の発生確率)の高潮による高潮浸水想定区域、浸水した場合に想定される浸水深を示したものです。

「堤防等が破堤する場合」と「堤防等が破堤しない場合」の2種類の高潮ハザードマップを両面に印刷しています。

6月頃より、台風や大雨が多くなる時期に入ります。この機会に、家族や地域で、防災対策を考え、いざというときに備えましょう。



3 自主防災会が防災訓練を実施しました。

自主防災会の皆さんは、それぞれの地域の実情に応じて自主防災活動を工夫しながら実施されています。今回は、食満自治会自主防災会と武庫第11自主防災会が訓練を実施しました。

食満自治会自主防災会

- (1) 実施日時 2月14日(日)午前10時～12時
- (2) 実施場所 下食満北台公園
- (3) 訓練内容 避難訓練、初期消火・煙避難体験、応急救護体験、避難所運営体験



武庫第11自主防災会

- (1) 実施日時 2月21日(日)午前10時～12時
- (2) 実施場所 西昆陽南会館
- (3) 訓練内容 避難訓練、安否確認訓練、防災講座

